

流域下水道管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令等に定めるもののほか、流域下水道への接続、使用その他必要な事項を定め、流域下水道の適正な管理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、流域下水道管理者（以下「管理者」という。）及び流域下水道を使用する流域関連公共下水道（以下「公共下水道」という。）を管理する者（以下「市町村」という。）に適用する。

第2章 接続

(接続の申請及び承認)

第3条 市町村は、公共下水道施設を流域下水道施設に接続又は接続箇所を改造しようとするときは、その計画について、当該接続の工事（以下「接続工事」という。）の着手予定日から起算して30日前に別記様式1により接続箇所ごとに管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容が、別に定める流域下水道接続基準に適合しているときは、速やかに別記様式2により承認するものとする。

3 市町村は、前項の規定による承認を受けた事項に変更を生じたときは、速やかに変更申請し、接続工事の着手予定日までに承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

4 市町村は、第2項の規定による承認を受けたときは、速やかに接続箇所の接続に関する工事を行わなければならない。

(工事の着手及び完了検査等)

第4条 市町村は、前条第4項の規定により、接続工事に着手しようとするときは、別記様式3により管理者に届け出なければならない。

2 市町村は、前項の接続工事が完了したときは、速やかに別記様式4により管理者に届け出なければならない。

3 管理者は、前項による届出があつたときは、職員を指定し、検査を行い、その結果を別記様式5により市町村に通知するものとする。

第3章 供用開始及び流入

(供用開始の通知等)

第5条 管理者は、流域下水道の供用（処理）を開始（以下「供用開始」という。）しようとするときは、法第25条の14の規定により、当該供用（処理）に係る区域（以下「供用開始区域」という。）の市町村に対し、別記様式6により通知するものとする。

(流入の申請及び承認)

第6条 市町村は、前条の規定による通知を受け、下水の処理を開始（以下「処理開始」とい

う。)しようとするときは、下水を処理すべき区域(以下「処理区域」という。)ごとに処理開始予定日から起算して30日前に別記様式7により、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容が別に定める流域下水道流入基準に適合しているときは、速やかに別記様式8により承認するものとする。

3 市町村は、前項の規定による承認を受けた事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に変更承認申請を行い、処理開始予定日までにその承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(処理開始の公示内容の通知)

第7条 市町村は、法第9条の規定に基づき処理開始の公示をしたときは、当該公示をした日から起算して10日以内に、公示の内容を別記様式9により、管理者に通知しなければならない。公示した事項を変更したときも同様とする。

(区域外流入の協議)

第8条 市町村は、公共下水道の処理区域外の者(1日における排出水量が、30立方メートル以上の者に限る。)に対し、法第24条第1項第3号の規定により公共下水道の使用を許可しようとするときは、あらかじめ、別記様式10により、管理者に協議しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により市町村から協議を受けたときは、別記様式11により回答するものとする。

第4章 公共下水道の適正な管理

(公共下水道巡視業務)

第9条 市町村は、公共下水道を定期的に巡視し、必要に応じて、清掃、補修等の適切な措置を講じなければならない。

(雨水等の流入防止)

第10条 管理者及び市町村は、污水管に雨水等の流入を防止するよう努めなければならない。

(除害施設管理責任者の選任)

第11条 市町村は、除害施設の管理責任体制を明確にするため、除害施設の設置を必要とする工場等の管理者をして、除害施設管理責任者を選任させなければならない。

第5章 報告等

(流域下水道へ流入する下水の水質等の報告)

第12条 市町村は、公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質について、各接続箇所において別記1に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、別記様式12により、管理者に報告しなければならない。

2 市町村は、前項の調査結果において、流入基準を大幅に超過し、汚水処理を困難にさせる恐れがある場合は、前項の規程にかかわらず、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 市町村は、第1項の調査を行うに当たっては、その年度の調査の実施計画を定め、毎年4月10日までに、別記様式13により、管理者と協議するものとする。

(特定事業場等からの排出水の報告)

第13条 市町村は、法第12条の2に規定する特定事業場（以下「特定事業場」という。）、別記2に定める事業場及び別記3に定める事業場から公共下水道へ排除される下水の水質について、別記4に定めるところにより調査し、その結果を調査した月の翌月の末日までに、別記様式14により、管理者に報告しなければならない。

2 市町村は、前項の調査結果において、流入基準を大幅に超過し、汚水処理を困難にさせる恐れがある場合は、前項の規程にかかわらず、速やかに管理者に報告しなければならない。

3 市町村は、第1項の調査を行うに当たっては、その年度の調査の実施計画を定め、毎年4月10日までに、別記様式15により、管理者と協議するものとする。

（特定施設等の設置等に係る通知）

第14条 市町村は、法第12条の10の規定に基づく管理者への通知を、次に掲げる区分に応じ、各号に定める日から起算して第1号及び第2号については20日以内に、第3号及び第4号については速やかに別記様式16、17、18及び19により行わなければならない。

（1）法第12条の3（設置）、第12条の4（構造変更）、第12条の7（氏名変更）、又は第12条の8第3項（承継）の規定による届出に係る事項の通知	当該届出を受理した日
（2）法第12条の5（計画変更）の規定による命令の内容の通知	当該命令をした日
（3）法第12条の9第1項（事故時）の規定による届出に係る事項の通知	当該届出を受理した日
（4）法第12条の9第2項（事故時の応急措置）の規定による命令の内容の通知	当該命令をした日

2 市町村は、前条の別記2及び別記3に規定する事業場が設置する除害施設について、公共下水道条例で定める新設の確認申請又は届出を受理したときは、受理した日から起算して20日以内に、別記様式20により、管理者に通知しなければならない。

（使用開始等の届出等の通知）

第15条 市町村は、法第11条の2の規定に基づく届出があったときは、速やかに別記様式21により、管理者に通知しなければならない。当該届出に係る変更の届出があったときも同様とする。

（流入申請予定の報告）

第16条 市町村は、流入申請予定の概要について、毎年4月30日までに、別記様式22により、管理者に報告しなければならない。

（法第10条ただし書許可の報告）

第17条 市町村は、公共下水道の処理区域内の者（1日における排出水量が、30立方メートル以上の者に限る。）に対し、法第10条第1項ただし書の規定により許可したときは、別記様式23により、速やかに管理者に報告しなければならない。

第6章 監督・監視及び処分等

(特定事業場等の監視)

第18条 市町村は、法施行令（昭和34年政令第147号）第9条第1項第4号に該当する水質及び第9条の4第1項の各号又は第9条の5第1項各号に定める基準に適合しない下水（以下「悪質下水」という。）を公共下水道に排除する原因となる施設（以下「悪質下水排出施設」という。）を設置する工場又は事業場から公共下水道へ排除される下水の水質等の状況を常時監視し、必要がある場合は、法第37条の2又は第38条の規定による処分を行うなど適切な措置を講じなければならない。

2 市町村は、前項の処分を行ったときは、別記様式24により、速やかに管理者に報告しなければならない。

(悪質下水等の投入防止対策)

第18条の2 市町村及び管理者は、浄化センターの汚水処理を困難にさせ、下水道施設に損傷等を与えるものとして次に掲げるものが、下水道のマンホール等に故意に投入されないように適切な対策を行うものとする。

- (1) 前条に示す「悪質下水」
- (2) 汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃棄色素等
- (3) 糸状菌や放線菌等が多量に混入した下水

(水質事故等の緊急時の措置)

第18条の3 市町村は、水質事故等が発生した際において、迅速かつ適切に対応できるよう、あらかじめ特定事業場等や関係機関との連絡体制を整備しなければならない。

なお、市町村にあっては、法12条の9第1項の規定による届出を受けた場合には、当該届出内容を速やかに管理者あて通知すること。

(公共下水道調査業務)

第19条 市町村は、管理者から要請があった場合は、次に掲げる調査を行い、別記様式25により、管理者に報告しなければならない。

- (1) 悪質下水排出施設を設置する工場又は事業場から公共下水道へ排除される下水についての調査
- (2) 異常水質に関する追跡調査
- (3) 流域下水道に流入する下水水量に関する調査
- (4) 不明水に関する調査
- (5) 第12条第1項の調査結果が別に定める流域下水道接続点水質評価基準を超過した場合の原因に関する調査
- (6) その他管理者が必要とする調査

(公共下水道への立入り)

第20条 管理者は、必要があると認めたときは、公共下水道の施設に立ち入ることができる。

(措置要請)

第21条 管理者は、流域下水道の適正な管理に必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(流域下水道施設の使用制限)

第22条 管理者は、第3条第2項及び第6条第2項の承認を受けずに公共下水道を流域下水道に接続（以下「無断接続」という。）し、流域下水道施設に下水を排除してこれを使用した市町村に対し、その使用を停止することができる。

(補修等の費用負担)

第23条 管理者は、第3条第4項の接続工事又は第22条の無断接続等により流域下水道施設が損傷し、その補修に費用がかかる場合又は法第12条の10の規定による市町村の管理者への通知等の不備により、流域下水道施設の損傷及び処理能力の低下を来し、その回復に費用がかかる場合は、法第25条の18において準用する法第18条の規定に基づき、その行為をした市町村にその費用の全部又は一部を負担させることができる。

(悪質下水等の投入者に対する措置)

第23条の2 市町村及び管理者は、下水道施設に悪質下水等が投入された場合、その行為をした者に対して厳正に対処するものとする。

(ディスポーザキッチン排水処理システムの設置に係る取扱)

第24条 市町村は、生ごみを粉碎後、排水処理部で生物処理又は機械処理を行い、排水のみを排除する設備（ディスポーザキッチン排水処理システム）を下水道へ接続させる場合には、浄化センターの汚水処理障害及び下水道施設の損傷を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第7章 その他

(公共下水道条例の制定等)

第25条 市町村は、下水道に関連のある条例の制定又は改正を行おうとするときは、あらかじめ管理者と協議しなければならない。

(緊急時の対応)

第26条 市町村及び管理者は、流域下水道又は公共下水道施設に重大な影響を及ぼす事態が発生したときは、その被害を防止し、又は最小限に抑えるために、あらかじめ関係各機関との連絡協力体制を確立しなければならない。

(啓発等)

第27条 市町村は、一般住民及び事業者等が下水道の正しい利用方法について理解し、下水道に悪質下水等を投入することがないように、啓発等を行うものとする。

(その他)

第28条 管理者は、本要綱の細目について、市町村と協議の上、別に定めることができるものとする。

附 則（平成31年3月22日企公号外）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 流域下水道管理要綱（昭和57年1月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日企水経号外）
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

要綱第3条第3項ただし書に規定する「軽微な変更」とは、次の各号の一に該当する変更以外のものとする。

1. 接続箇所（位置）の変更
2. 接続管の構造・能力の変更
3. 接続管の高さ、こう配の変更
4. マンホールの構造等の変更

要綱第6条第3項ただし書に規定する「軽微な変更」とは、次の変更以外のものとする。

流入申請区域又は流入申請区域面積の変更

流域下水道接続基準

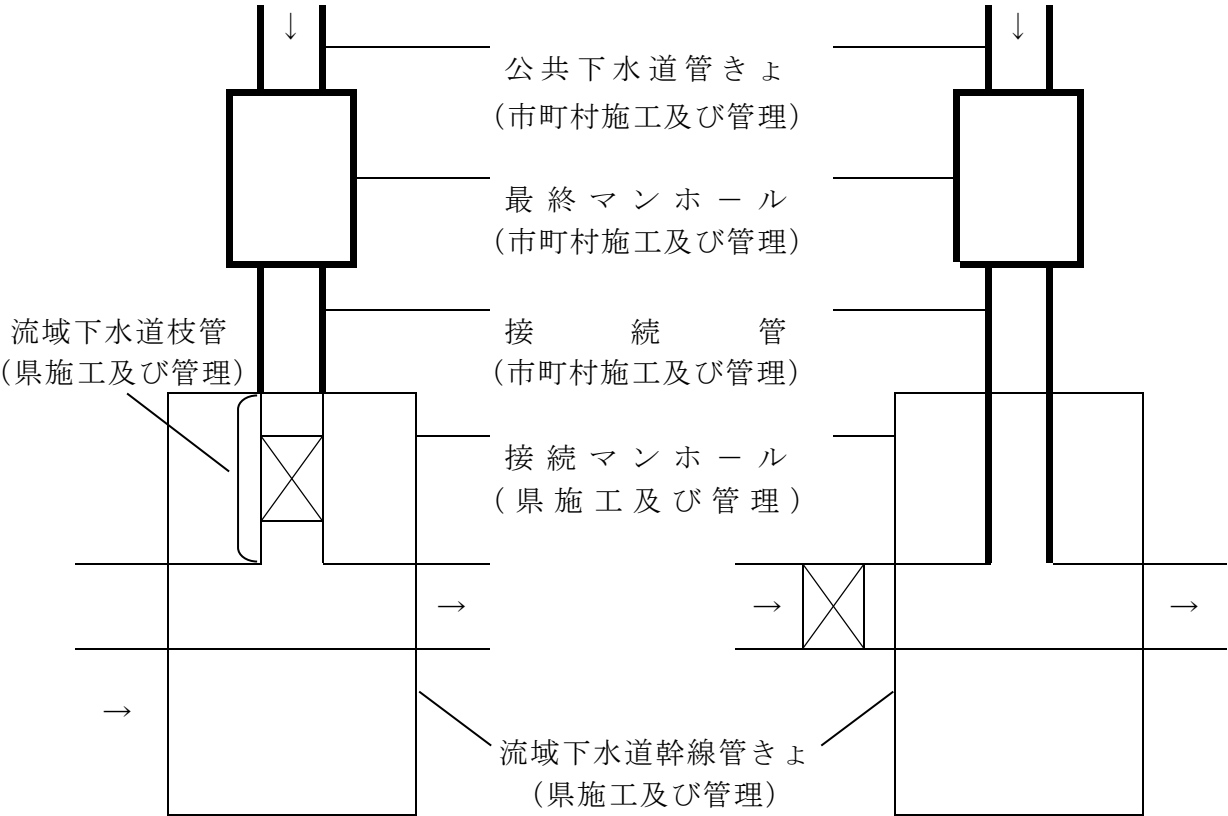
要綱第3条第2項に規定する流域下水道接続基準は次のとおりとする。

- 1 流域下水道幹線管きょへ公共下水道管きょを接続する箇所は、管理者が指定する箇所の接続マンホール（以下「接続マンホール」という。）とする。
- 2 接続マンホールと公共下水道接続管は、原則として同時竣工とする。
- 3 接続マンホールへ公共下水道管きょを接続するときは、接続管をもって接続する（流域下水道枝管へ接続する場合も同じ）。
- 4 接続管の下流端と流域下水道幹線との管底差が60cm以上のときは、流下量に応じた副管を考慮する。また、既設マンホールを新たに接続マンホールとする場合の接続については、接続マンホールの管理に支障の無い限りマンホール内配管とすることができる。
- 5 流域下水道枝管が設置されている場合には、接続管のこう配はこれと同程度にする。
- 6 公共下水道の中継ポンプ場から直接圧送管をもって流域下水道施設に汚水を流入させようとする場合は、公共下水道の最終マンホールで無圧状態にする。
- 7 流量計を設置するマンホールへの接続管のこう配については、事前に管理者と協議する。
- 8 流量計を設置すべき流域下水道の接続マンホールで構造的に流量計を設置できないものは公共下水道の最終マンホールで水量が測定できる構造とする。

注

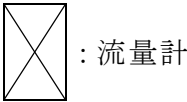
- 1) 接続管とは、公共下水道の最終マンホールから流域下水道枝管又は接続マンホールまでの管をいう。
- 2) 流域下水道枝管とは、流域下水道幹線へ容易に公共下水道管きょを接続できるように管理者が接続マンホールから適当な箇所まで設置した管きょをいう。
- 3) 前1)～2)を図に示すと次の図のようになる。

接 続 一 般 図



(1) 接続マンホールに流量計を
設置する場合

(2) 接続マンホールに流量計を
設置しない場合



流域下水道流入基準

要綱第 6 条第 2 項に規定する流域下水道流入基準は次のとおりとする。

- 1 公共下水道施設から流域下水道施設へ流入する下水は、流域下水道施設の機能を著しく妨げ、若しくは流域下水道施設を損傷するおそれのないもので、かつ流域下水道施設からの放流水の水質が下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 8 条の技術上の基準に適合させることを困難にしないものであること。
- 2 事業場又は工場排水にあつては、下水道法第 12 条第 1 項の規定による下水道法施行令第 9 条の除害施設の設置等に関する条例及び下水道法第 12 条の 11 の規定による下水道法施行令第 9 条の除害施設の設置等に関する条例で定める基準の範囲内の水質が常に安定した状態で得られるとともに、水量、水質の測定並びに異常時の対策等について、適正な措置がとれるような管理及び監視ができる機構であること。

流域下水道接続点水質評価基準

要綱第 19 条第 5 号に規定する流域下水道接続点水質評価基準は次のとおりとする。

- 1 市町村は、接続点調査の結果が下表の短期的評価基準を超過した場合には、直ちに管理者に連絡し、管理者の要請に応じて要綱第 19 条第 5 号に基づく調査及び同第 21 条に基づく措置を行うこととする。
- 2 管理者は、接続点調査の結果が下表の長期的評価基準を超過した場合は、1 の結果を勘案しつつ、要綱第 19 条各号に基づく調査要請を行うことができるものとする。

水 質 項 目	短期的評価基準 (調査当日値)	長期的評価基準 (年間平均値)
温度	45℃未満	
ヨウ素消費量	220 mg / 未満	
水素イオン濃度指数	p H 5 を超え 9 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	100 mg / 以下	60 mg / 以下
生物化学的酸素要求量 [BOD]	1200 mg / 未満	600 mg / 未満
浮遊物質 [SS]	1200 mg / 未満	600 mg / 未満
その他排水基準項目	下水処理場放流水に適用される 排水基準以下	

※ なお、北上川下流東部流域下水道の接続点評価基準のうち、合併前の石巻市の区域における水産加工業者が排除する汚水が流入する接続点において、BOD及びSSに係る評価基準を超過した場合の取り扱いについては、個別に協議の上、決定するものとする。

別記 1

下水の水質に関する調査方法（第 12 条第 1 項関係）

1. 水質調査回数

各接続箇所（接続点）について、3 ヶ月を超えない期間ごとに 1 回以上行うこと。

2. 水質調査日

雨の影響のない日とする。

3. 水質の調査方法

（1）試料の採水

流域下水道幹線に接続する直前の公共下水道のマンホールにおいて、検定する日の平均を示していると推定される時刻に、水深の中層部から採水する。

（2）分析方法

水質の分析は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）に規定する検定方法により行うこと。

なお、上記の省令に明記されていない項目については、下水試験方法、または日本工業規格 K 0 1 0 2 に基づくものとする。

（3）分析項目

分析項目は、別記様式 12 別表に掲げる項目とすること。

4. 協 議

1 及び 3（3）の規定にかかわらず、各処理分区内の事業場等の操業内容等によっては、本条第 3 項に基づく協議により、水質調査回数及び分析項目を増減することができる。

別記 2

排水水について調査及び報告をしなければ
ならない事業場（第 1 3 条第 1 項関係）

宮城県公害防止条例第 2 条第 2 項の規定に基づく同条例施行規則第 2 条別表第 1 （三）
に規定する汚水及び廃液に係る下記特定施設を設置する事業場とする。

記

番号	施設の種類	規模又は能力
1	水産物卸売市場の洗浄施設 （陸揚げ地に開設されたものに限る。）	
2	集団給食施設	給食能力が継続的に 1 回 1 0 0 食 以上又は 1 日 2 5 0 食以上のもの
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業 の用に供する洗浄施設	
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設	
5	公衆浴場業の用に供する洗場施設	
6	ごみ処理施設	処理能力が 1 時間当たり 2 0 0 キロ グラム以上のもの
7	動物園	成畜の飼養能力が 3 0 頭以上のもの
8	病院の廃液の処理施設 （有害物質を取り扱うものに限る。）	
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設 （灯油その他の油類を使用するものに限る。）	

別記 3

排水水について調査及び報告をしなければ
ならない事業場（第 1 3 条第 1 項関係）

下記施設を設置する事業場とする。

記

歯科診療所又は歯科技工所の廃液の処理施設（水銀を取り扱うものに限る。）

別記 4

特定事業場からの排出水の調査方法（第 13 条第 1 項関係）

1. 対象事業場

対象とする事業場は、公共下水道を使用する特定事業場、別記 2 に規定する事業場及び別記 3 に規定する事業場とする。ただし、別に定める項目について、別に定める量未満の事業場については、対象としない。

別に定める項目	別に定める量
水素イオン濃度（pH）	1 日当たりの平均的な排出水量 50 m ³
生物化学的酸素要求量（BOD）	
浮遊物質（SS）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量に限る）	
ヨウ素消費量	

2. 調査回数

水質の測定は、3 ヶ月を超えない期間ごとに 1 回以上行うこと。

3. 試料の採取

公共下水道への排出口ごとに試料を採取すること。

4. 分析方法

水質の分析は、下水の水質の検定方法（別記 1 に規定する分析方法）によること。

5. 分析項目

分析項目は、別記様式 14 別表に掲げる項目とすること。

6. その他

除害施設の運転状況、計測器の管理状況、汚水の状況及び発生汚泥の処分状況等についても十分調査すること。

7. 協議

2 及び 5 の規定にかかわらず、当該事業場の操業内容等によっては、本条第 3 項に基づく協議により、水質調査回数及び分析項目を増減することができる。

別記様式 1 「接続申請書」 （第 3 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

公共下水道の流域下水道への接続（変更）について（申請）

このことについて、流域下水道管理要綱第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

（注）この申請書に添付する調書及び図面は次のとおりとする。

- | | | |
|--------|---------------------|-------|
| （１）調 書 | 公共下水道接続調書（別表 1－1） | 1 部 |
| （２）図 面 | 1）処理計画施設平面図（別表 1－2） | |
| | 2）マンホール構造図（別表 1－3） | 各 2 部 |

別記様式2「接続承認書」（第3条第2項関係）

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

〇 〇 市（町村）長 殿

〇 〇 事務所長

公共下水道の流域下水道への接続（変更）について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のありましたこのことについては、流域下水道管理要綱第3条第2項の規定により承認します。

別記様式3「接続工事着手届出書」（第4条第1項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

公共下水道の流域下水道への接続工事の着手について（届出）

このことについて、流域下水道管理要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり届け
出ます。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 幹 線 名：

接 続 処 理 分 区 名：

接 続 箇 所 名：

接 続 箇 所 番 号：

接 続 承 認 年 月 日：

工 事 着 手 年 月 日：

工事完了予定年月日：

（注）提出部数 1 部

別記様式4「接続工事完了届出書」（第4条第2項関係）

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

〇 〇 事 務 所 長 殿

〇 〇 市（町村）長

公共下水道の流域下水道への接続工事の完了について（届出）

このことについて、流域下水道管理要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり届け出ます。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 幹 線 名：

接 続 処 理 分 区 名：

接 続 箇 所 名：

接 続 箇 所 番 号：

接 続 承 認 年 月 日：

接続工事完了年月日：

（注）この届出にあたっては、接続工事箇所の付近見取図を添付した届出書を、1部提出
すること。

別記様式5「完了検査通知書」（第4条第3項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 市（町村）長 殿

○ ○ 事務所長

公共下水道の流域下水道への接続工事の検査結果について（通知）

このことについては、流域下水道管理要綱第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 幹 線 名：

接 続 箇 所 名：

接 続 箇 所 番 号：

接 続 処 理 分 区 名：

接 続 承 認 年 月 日：

接 続 工 事 完 了 年 月 日：

検 査 年 月 日：

検 査 結 果：

検 査 意 見：

別記様式 6 「供用開始通知書」 （第 5 条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 市（町村）長 殿

宮城県公営企業管理者

流域下水道の供用開始について（通知）

このことについて、下記のとおり供用開始をしますので、下水道法第 25 条の 14 の規定により通知します。

記

1. 流 域 下 水 道 名：
2. 供 用 開 始 年 月 日：
3. 供用開始区域及び排水施設の位置
4. 供用する排水施設の区分：
5. 公 共 下 水 道 接 続 内 訳：

（注）この通知にあたっては、別表 6 流域下水道供用開始通知区域調書を添付する。

別記様式 7 「流入申請書」 (第 6 条第 1 項関係)

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市 (町村) 長

公共下水道から流域下水道への流入開始 (区域等の変更) について (申請)
このことについて、流域下水道管理要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて
申請します。

(注)

- 1 この申請にあたっては、申請書を 2 部提出すること。
- 2 この申請に添付する調書及び図面は次のとおりとする。

(1) 調 書

- 1) 流入調書総括表 (別表 7 - 1)
- 2) 公共下水道流入調書 (別表 7 - 2)
- 3) 公共下水道処理区域内特定事業場等調書 (別表 7 - 3)

(2) 図 面

- 1) 処理計画一般図 (別表 7 - 4)
- 2) 処理分区内特定事業場等所在位置図 (別表 7 - 5)

別記様式8「流入承認書」（第6条第2項関係）

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

〇 〇 市（町村）長 殿

〇 〇 事務所長

公共下水道から流域下水道への流入開始（区域等の変更）について（通知）
〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のありましたこのことについては、流域下水道管理要綱第6条第2項の規定により承認します。

別記様式9「処理開始公示通知書」（第7条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

公共下水道の処理開始の公示について（通知）

このことについて、下水道法第9条の規定により下記のとおり公示をしましたので、流域下水道管理要綱第7条の規定によりその写しを添えて通知します。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 幹 線 名：

接 続 箇 所 名：

接 続 箇 所 番 号：

接 続 処 理 分 区 名：

流 入 承 認 年 月 日：

処理開始公示年月日：

処 理 開 始 年 月 日：

（注）この通知にあたっては、公示の写しを添付し、1部提出すること。

別記様式 10「区域外流入協議書」（第 8 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

区域外流入について（協議）

このことについて、下記のとおり流入したいので、流域下水道管理要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 箇 所 番 号：

処 理 分 区 名：

流 入 予 定 区 域 h a

家 庭 及 営 業 排 水 量： m³／日（日平均）

工 場 排 水 量： m³／日（日平均）

公共下水道管理者意見：

（注）この協議にあたっては、下記の書類を添付した協議書を 1 部提出すること。

- 1）区域外流入の許可申請書の写し
- 2）別表 7－3 2）に定める特定施設設置者に許可するときは、その排水水質
- 3）関係図面（当該流入区域、公共下水道への接続管及び接続箇所を明示したもので、縮尺は 2、500 分の 1 程度のもの）

別記様式 11「区域外流入回答書」（第 8 条第 2 項関係）

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

〇 〇 市（町村）長 殿

〇 〇 事 務 所 長

区域外流入について（回答）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議のありましたこのことについては、下記のとおり回答します。

記

流 域 下 水 道 名：

接 続 箇 所 番 号：

処 理 分 区 名：

流 入 承 認 区 域： h a

承 認 排 水 量： m³／日（日平均）

条 件：

別記様式 12「流入下水水質調書」（第 12 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

公共下水道から流域下水道へ流入する下水の水質について（報告）

このことについては、流域下水道管理要綱第 12 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

別記様式 13「接続点水質調査実施計画協議書」（第 12 条第 3 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

流域下水道へ流入する下水の水質調査に係る実施計画について（協議）

このことについては、流域下水道管理要綱第 12 条第 3 項の規定により、別紙のとおり協議します。

※ 提出部数 1 部

別記様式 14「特定事業場等排出水水質調書」（第 13 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

年 月分の特定事業場等排出水調査結果について（報告）

このことについては、流域下水道管理要綱第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

別記様式 15「特定事業場等水質調査実施計画協議書」（第 13 条第 3 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

特定事業場等からの排水水質調査に係る実施計画について（協議）

このことについては、流域下水道管理要綱第 13 条第 3 項の規定により、別紙のとおり協議します。

※ 提出部数 1 部

別記様式 16「特定施設に係る届出通知書」（第 14 条第 1 項関係）

〇 〇 第 〇 〇 号
年 月 日

〇 〇 事 務 所 長 殿

〇 〇 市（町村）長

特定施設に係る届出について（通知）

このことについて、下記の者から別紙写しのとおり届出があり、これを〇〇年〇〇月〇〇日付けで受理したので、下水道法第 12 条の 10 第 1 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、届出の写しを添付のこと。

提出部数 1 部

別記様式 17「特定施設に係る変更命令通知書」（第 14 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

特定施設に係る変更命令について（通知）

このことについて、下記の者に対し別紙写しのとおり計画変更の命令をしたので、下水道法第 12 条の 10 第 1 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、命令書の写しを添付のこと。

提出部数 1 部

別記様式 18「特定事業場における事故時に係る届出通知書」（第 14 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

特定事業場における事故時に係る届出について（通知）

このことについて、下記の者から別紙写しのとおり届出があり、これを○○年○○月○○日付けで受理したので、下水道法第 12 条の 10 第 2 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、届出の写しを添付のこと。

提出部数 1 部

別記様式 19「特定事業場における事故時に係る応急措置命令通知書」（第 14 条第 1 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

特定事業場における事故時に係る応急措置命令について（通知）

このことについて、下記の者に対し別紙写しのとおり応急措置の命令をしたので、下水道法第 12 条の 10 第 2 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、命令書の写しを添付のこと。

提出部数 1 部

別記様式 20「除害施設に係る届出等通知書」（第 14 条第 2 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

除害施設に係る届出（確認申請）について（通知）

このことについて、下記の者から別紙写しのとおり届出書（申請書）の提出があり、これを○○年○○月○○日付けで受理（確認）したので、流域下水道管理要綱第 14 条第 2 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、届出又は確認申請の写しを添付すること。

提出部数 1 部

別記様式 21「使用開始の届出書」（第 15 条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

使用開始等の届出について（通知）

流域下水道管理要綱第 15 条の規定に基づくこのことについては、別紙のとおりです。

（注）この通知にあつては、届出の写しを添付すること。

提出部数 1 部

別記様式 22「流入申請予定調書」（第 16 条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

流入の申請予定について（報告）

流域下水道管理要綱第 16 条の規定に基づくこのことについては、別添調書及び図面の
とおりです。

※ 提出部数 2 部

別記様式 23「下水道法第 10 条ただし書き許可報告書」（第 17 条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

下水道法第 10 条ただし書き許可について（報告）

このことについて、流域下水道管理要綱第 17 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 流 域 下 水 道 名：

2 接 続 箇 所 番 号：

3 処 理 分 区 名：

4 許 可 事 業 場 名：

5 排 水 量： $\text{m}^3/\text{日}$ （日平均）

6 排 水 水 質：

7 公共下水道管理者意見：

※ 提出部数 1 部

別記様式 24「改善命令等通知書」（第 18 条第 2 項関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

改善命令等について（通知）

このことについて、下記の者に対し下水道法第 37 条の 2（第 38 条）の規定により別紙
のとおり措置したので、流域下水道管理要綱第 18 条第 2 項の規定により通知します。

（注）この通知にあたっては、命令書等の写しを添付すること。

提出部数 1 部

別記様式 25「調査報告書」（第 19 条関係）

○ ○ 第 ○ ○ 号
年 月 日

○ ○ 事 務 所 長 殿

○ ○ 市（町村）長

調査結果について（報告）

○○年○○月○○日付け○○第○○号で○○○から要請のあったこのことについて、流域下水道管理要綱第 19 条の規定により、別紙のとおり報告します。

※ 提出部数 1 部

流域下水道流入下水水質調書

市 町 村 名		流 域 幹 線 名	
接 続 箇 所 名		処 理 分 区 名	
採水年月日・時刻	年 月 日	時 分	
項 目	単 位	調 査 結 果	
天候	—		
気温	℃		
外観	—		
透視度	cm		
水温	℃		
水素イオン濃度（pH）	—		
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ		
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ		
浮遊物質（SS）	mg/ℓ		
ヨウ素消費量	mg/ℓ		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/ℓ		
塩素イオン	mg/ℓ		
陰イオン界面活性剤	mg/ℓ		
カドミウム及びその化合物	mg/ℓ		
シアン化合物	mg/ℓ		
有機 ^{りん} 化合物	mg/ℓ		
鉛及びその化合物	mg/ℓ		
六価クロム化合物	mg/ℓ		
^ひ 砒素及びその化合物	mg/ℓ		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ		
アルキル水銀化合物	mg/ℓ		
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/ℓ		

別記様式 1 2 別表（裏面）

項	目	単位	調	査	結	果
テトラクロロエチレン		mg/l				
ジクロロメタン		mg/l				
四塩化炭素		mg/l				
1,2-ジクロロエタン		mg/l				
1,1-ジクロロエチレン		mg/l				
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l				
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l				
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l				
1,3-ジクロロプロペン		mg/l				
チウラム		mg/l				
シマジン		mg/l				
チオベンカルブ		mg/l				
ベンゼン		mg/l				
セレン及びその化合物		mg/l				
ほう素及びその化合物		mg/l				
ふっ素及びその化合物		mg/l				
1,4-ジオキサン		mg/l				
フェノール類		mg/l				
銅及びその化合物		mg/l				
亜鉛及びその化合物		mg/l				
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/l				
マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/l				
クロム及びその化合物		mg/l				
ダイオキシン類※		pg/l				
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量		mg/l				
窒素含有量		mg/l				
りん 磷含有量		mg/l				
所属課・係		検査機関名				
作成担当者		作成担当TEL				

※ 規制対象となる事業場が接続している場合に限る。

特定事業場等排水水質調書

市 町 村 名			処 理 分 区 名		
流 域 下 水 道 名			流域接続課所番号		
事 業 所 名					
所 在 地					
業 種			汚 水 の 処 理 方 法		
採水年月日・時刻	年 月 日		時 分		
採水年月日・時刻	日最大		m ³ 日平均		m ³
項 目		単位	調 査 結 果		
水温		—	45 (40)	未満	
水素イオン濃度 (pH) ※ 2		℃	5.0を超え9.0未満 (5.7を超え8.7未満)		
生物化学的酸素要求量 (BOD) ※ 2		mg/ℓ	600 (300)	未満	
浮遊物質 (SS) ※ 2		mg/ℓ	600 (300)	未満	
ヨウ素消費量		mg/ℓ	220	未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	mg/ℓ	5	以下	
	動植物油脂類	mg/ℓ	30	以下	
カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.03	以下	
シアン化合物		mg/ℓ	1	以下	
有機 ^{りん} 化合物		mg/ℓ	1	以下	
鉛及びその化合物		mg/ℓ	0.1	以下	
六価クロム化合物		mg/ℓ	0.2	以下	
^ひ 砒素及びその化合物		mg/ℓ	0.1	以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/ℓ	0.005	以下	
アルキル水銀化合物		mg/ℓ	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.003	以下	
トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.1	以下	
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.1	以下	
ジクロロメタン		mg/ℓ	0.2	以下	
四塩化炭素		mg/ℓ	0.02	以下	

※ 1 公共下水道条例で特定事業場から排除される下水に係る水質の基準を定めた場合においては、その排水基準を適用する。

※ 2 () 内の数値は、下水道法施行令第 9 条の 5 第 2 項の規定による製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準値である。

※ 3 規制対象となる事業場に限る。

※ 4 水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定による環境省令により定められた窒素含有量又は磷含有量についての排水基準がその放流水について適用される流域下水道に排除される下水にのみ基準値を適用する。

別記様式 1 4 別表（裏面）

項	目	単位	調	査	結	果
1,2-ジクロロエタン		mg/l	0.04	未満		
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	1	未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	0.4	未満		
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	3	以下		
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	0.06	以下		
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	0.02	以下		
チウラム		mg/l	0.06	以下		
シマジン		mg/l	0.03	以下		
チオベンカルブ		mg/l	0.2	以下		
ベンゼン		mg/l	0.1	以下		
セレン及びその化合物		mg/l	0.1	以下		
ほう素及びその化合物		mg/l	海域以外 10 以下			
			海域 230 以下			
ふっ素及びその化合物		mg/l	海域以外 8 以下			
			海域 15 以下			
1,4-ジオキサン		mg/l	0.5	以下		
フェノール類		mg/l	5	以下		
銅及びその化合物		mg/l	3	以下		
亜鉛及びその化合物		mg/l	2	以下		
鉄及びその化合物(溶解性)		mg/l	10	以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)		mg/l	10	以下		
クロム及びその化合物		mg/l	2	以下		
ダイオキシン類※3		pg/l	10	以下		
アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量※2		mg/l	380(125)	未満		
窒素含有量※2、※4		mg/l	240(150)	未満		
リン含有量※2、※4		mg/l	32(20)	未満		
除 害 施 設 の 管 理 状 況						
審 査 結 果 及 び 措 置 の 内 容						
所属課・係		検査機関名				
作成担当者		作成担当TEL				

公共下水道接続調書

流域下水道名			市町村名			整理番号		
申請年月日			接続予定年月日			流入予定年月日		
接続幹線名			接続箇所名			接続箇所番号		
処理分区名			処理分区内地名					
計画処理面積 (ha)		計画処理人口 (日)		計画汚水量 (m3／日)				
				時間最大	日最大		日平均	
	内径(内のり) (mm)	こう配 (‰)	地盤高 (m)	管底高 (m)		土かぶり (m)		
公共下水道最終管			下流					
接続管			上流					
			下流					
流域下水道幹線管 きよ又は流域下水道枝管			上流					

担当者名：

所属名：

電話：

(内線)

別表 6

流入下水道供用開始通知区域調書

1. 供用開始区域及び排水施設の位置

流入区域名	市町村名	幹線名	供用開始通知区間		供用開始通知区域		
			起点	終点	面積（ha）	処理分区名	通知区域の範囲

2. 公共下水道接続内訳

市町村名	処理分区名	接続箇所番号	接続課所	接続幹線名	接続面積（ha）	摘要

流入調書総括表

流域下水道名：

市町村名：

処 分 区 理 名		計 画			流 入				
		面 積 (ha)	人 口 (人)	総 汚 水 量 (m3／日)	面 積 (ha)	人 口 (人)	家 庭 及 営 業 汚 水 量 (m3／日)	工 場 排 水 量 (m3／日)	総 汚 水 量 (m3／日)
	既 流 入 量								
	新 規 流 入 量								
	計								
	既 流 入 量								
	新 規 流 入 量								
	計								
	既 流 入 量								
	新 規 流 入 量								
	計								
	既 流 入 量								
	新 規 流 入 量								
	計								
計	既 流 入 量	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0.00
	新 規 流 入 量				0.00	0	0.00	0.00	0.00
	計				0.00	0	0.00	0.00	0.00

注 … 汚水量は日最大量とする。

担当者名：

所属名：

電話：

(内線)

別表 7-2

公共下水道流入調書

[illegible]

公共下水道処理区域内特定事業場等調書

市 町 村 名		処理分区名		整 理 番 号	
流域下水道名		処理面積 (ha)		処 理 人 口 (人)	

番号	特 定 施設の 番 号	特 定 施設の 種 類	会社名	工 場 名 (従業員数) (人)	製品名	住所	除害施設 設 置 年 月 日	日 平 均 排出水量 (m3/日)	排水水に含まれる 有害物質等の種類	排水排除先名	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
(例)	54	イ、ロ、ハ	宮城県(株)	仙台工場 (1,000)	めん類	仙台市青葉区本町3-8-1	R4.4.1	1,000	鉄及びその化合物 鉛及びその化合物	〇〇河川公共下 水道	

担当者名：

所属名：

電話：

(内線)

別表１－１「公共下水道接続調書」の作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

１）流域下水道名

公共下水道施設を接続しようとする流域下水道施設の流域下水道名とする。

２）整理番号

記入しないこと。

３）申請年月日

当該流域下水道施設へ接続するための承認の申請年月日とする。

４）接続予定年月日

当該流域下水道施設へ当該申請処理分区を受け持つ最終端の管きょを接続管をもって接続しようとする接続工事の完了予定年月日とする。

５）流入予定年月日

当該流域下水道施設へ当該申請処理分区より流入を開始しようとする予定年月日とする。

６）接続幹線名

接続しようとする当該流域下水道管きょ施設の幹線名とする。

７）接続箇所名

前項の接続する箇所付近の地名、地番とする。

８）接続箇所番号

前項の接続箇所に該当する、管理者が指定（「流域下水道事業認可申請書」参照）した番号とする。

９）処理分区名

当該申請の処理分区名で、管理者が指定（「流域下水道事業認可申請書」参照）した名称とする。

１０）処理分区内の地名

前項の処理分区内の地名で、管理者が指定（「流域下水道事業認可申請書」参照）した処理区域内の地名とする。

１１）計画処理面積

９）の処理分区の流域下水道計画と整合した計画面積とし、数値はヘクタール以下小数点第３位を四捨五入して、小数点以下第２位までとする。

１２）計画処理人口

９）の処理分区の流域下水道計画と整合した計画人口とする。

1 3) 計画汚水量

9) の処理分区の流域下水道計画と整合した計画汚水量（工場排水を含む。）とし、数値は小数点以下を四捨五入する。

1 4) 公共下水道最終管

接続管上流側の公共下水道管きょとし、内径（又は内のり）、こう配、地盤高、管底高及び土かぶりを記入する。

なお、地盤高及び土かぶりはメートル以下センチメートルまで、管底高はメートル以下ミリメートルまで表示する。また、地盤高等の基準高はT Pとする。

1 5) 接続管

当該流域下水道施設の接続マンホール及び流入マンホールと公共下水道施設の最終マンホールとの間の管きょとする。

なお、記入事項は前項と同様とする。

1 6) 流域下水道幹線管きょ又は流域下水道枝管

前項の接続管以下、当該処理分区の下水が流入する流域下水道施設の幹線管きょ又は流域下水道枝管とする。

なお、記入事項は1 4) と同様とする。

別表 1－2

処理計画施設平面図（縮尺：2，500分の1～10，000分の1程度）

別表 1－2「処理計画施設平面図」の作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

- 1) 申請処理分区域及びその名称：黒色実線
- 2) 流域下水道幹線管きょ及びその名称：茶色実線
- 3) 申請処理分区に係る接続箇所及び接続番号：赤色実線
- 4) 申請処理分区に係る計画排水区域及びその名称（排水分区のあるものは分区も記入する。）：青色実線
- 5) 前項の計画排水区域内の全雨水吐き口（2箇所以上ある場合は番号を付す。）：青色の○

別表 1－3

マンホール構造図（縮尺：50分の1程度）

公共下水道施設の最終マンホールと流域下水道施設の接続マンホール間の構造図（接続管、流入マンホール及び流域下水道枝管を含む。）及び付近見取図（町名、地番も記入のこと。）とする。

別表 7－1「流入調書総括表」は公共下水道処理計画の総括表であり、新規流入する処理分区のほか、既に流入申請している処理分区についても記入することとし、その作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

1) 処理分区名

流入申請処理分区名及び流入承認済処理分区名（既に流入承認を受けているもので変更がないもの）を記入する。

2) 計画面積・人口・総汚水量

当該処理分区の流域下水道認可計画のものと同一とする。

3) 流入量内訳

別表 7－2「公共下水道流入調書」に記入したものと同値とする。

別表 7－2「公共下水道流入調書」は、処理分区ごとの将来予測であり、その作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

1) 流域下水道名等

流域下水道名及び処理分区名は、別表 1－1「公共下水道接続調書」の説明文 1) 及び 9) に示したとおりとする。

2) 人口及び面積

人口及び面積の数値は、別表 1－1「公共下水道接続調書」の説明文 1 2) 及び 1 1) に示したとおりとし、それぞれ計画、既流入及び申請の区域に対応したものとする。

また、計画人口及び面積は、別表 1－1「公共下水道接続調書」に記入したものと同様とする。

3) 計画、既流入及び新規流入

計画とは、当該処理分区の流域下水道計画のものと同一とする。

既流入とは、既に流入の承認を受けたものとする。

新規流入とは、今回流入の承認申請をするものとする。

4) 家庭及び営業汚水量

上水道等使用実績に基づき水洗化に伴う増加汚水量（例：水洗化に伴う上水道増加量 4 2 %）等を勘案し記載する。

5) 工場排水量

生産に起因し、その過程から発生する汚水量で、上水道、工業用水道及び井河水等の使用量の総和とする。

6) 総汚水量

家庭及び営業汚水量と工場排水量の和とする。

別表 7－3「公共下水道処理区域内特定事業場等調書」の作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

- 1) この調書は、別表 7－2「公共下水道流入調書」の新規流入における承認申請区域内に係るもののみを記入する。
- 2) この調書作成の対象となる特定施設等設置者は、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（同法施行令第 1 条に基づく別表第 1 に掲げる施設）並びに本要綱第 13 条第 1 項別記 2 及び別記 3 に規定する施設の設置者とする。
- 3) 処理面積及び処理人口
面積及び人口は、別表 7－2「公共下水道流入調書」の「申請欄」に記入したものと同一とする。
- 4) 除害施設設置年月日
水質汚濁防止法によって設置したものは、その設置年月日を記入し、備考欄に「水質法」と記入する。
- 5) 日平均排出量
この調書作成前 1 年間の日平均排出水量とする。
- 6) 排出水に含まれる有害物質の種類
下水道法施行令第 9 条の 4 第 1 項に規定する項目名を記入する。
- 7) 排水排除先名
現在及び将来とも河川等に放流する特定施設等設置者は、その河川名を記入する。又、現在は河川等へ放流しているが、将来は公共下水道へ排出する特定施設等設置者は、上段に現在の放流河川名等を、下段に「公共下水道」と記入する。

注意事項

1. 特定施設の番号及び種類

特定施設を水質汚濁防止法施行令第 1 条に基づく別表第 1 の特定施設に区分し、その番号及び特定施設名をイ、ロ、ハのように記入する。

また、本要綱第 13 条第 1 項別記 2 及び別記 3 に規定する施設については、「別 2」「別 3」のように記入する。

2. 除害施設

除害施設とは有害な物質等を除去する施設であり、規模の大小に関係なく、その施設によって基準値以上の有害物質等を取り除き、基準値以下に落とすものであれば、それらの施設は全て除害施設とみなす。

（例）沈降分離装置、浮上分離装置等

別表 7－4

処理計画一般図（縮尺：25,000分の1、管理者指定のもの）

別表 7－4 「処理計画一般図」の作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

- 1) 全体計画処理区域（認可区域とする。）：黒色実線
- 2) 既流入処理区域：黒色斜線
- 3) 申請流入処理区域：緑色ぼかし

別表 7－5

処理分区内特定事業場等所在位置図（縮尺：10,000分の1程度）

別表 7－5「処理分区内特定事業場等所在位置図」の作成にあたっては、次の事項に基づいて記入すること。

- 1) 申請処理分区域及び当該処理分区名：黒色実線
- 2) 既流入区域：赤色斜線
- 3) 申請流入区域：赤色ぼかし（薄くぬる）
- 4) 区域外流入区域：緑色鎖線（既流入の場合は、緑色ぼかし）
- 5) 流域下水道幹線及びその名称：茶色実線
- 6) 当該処理分区の接続箇所及び接続番号：茶色実線
- 7) 特定事業場等の所在地

別表 7－3「公共下水道処理区域内特定事業場等調書」の各事業所に対して付した番号を黒色○で囲う。

(別紙)

令和 年度流入申請予定調書

市町村名：

	処理分区	計			____処理分区			____処理分区			____処理分区			____処理分区			____処理分区			____処理分区		
		項目	面積	人口	総汚水量	面積	人口	総汚水量	面積	人口	総汚水量	面積	人口	総汚水量	面積	人口	総汚水量	面積	人口	総汚水量	面積	人口
申請年月日		(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)	(ha)	(人)	(m3/日)
	前年度末累計	0	0	0																		
令和	年 4月	0	0	0																		
	5月	0	0	0																		
	6月	0	0	0																		
	7月	0	0	0																		
	8月	0	0	0																		
	9月	0	0	0																		
	10月	0	0	0																		
	11月	0	0	0																		
	12月	0	0	0																		
令和	年 1月	0	0	0																		
	2月	0	0	0																		
	3月	0	0	0																		
	本年度計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	本年度末累計																					
	次年度計																					
	次年度末累計																					
	備考																					

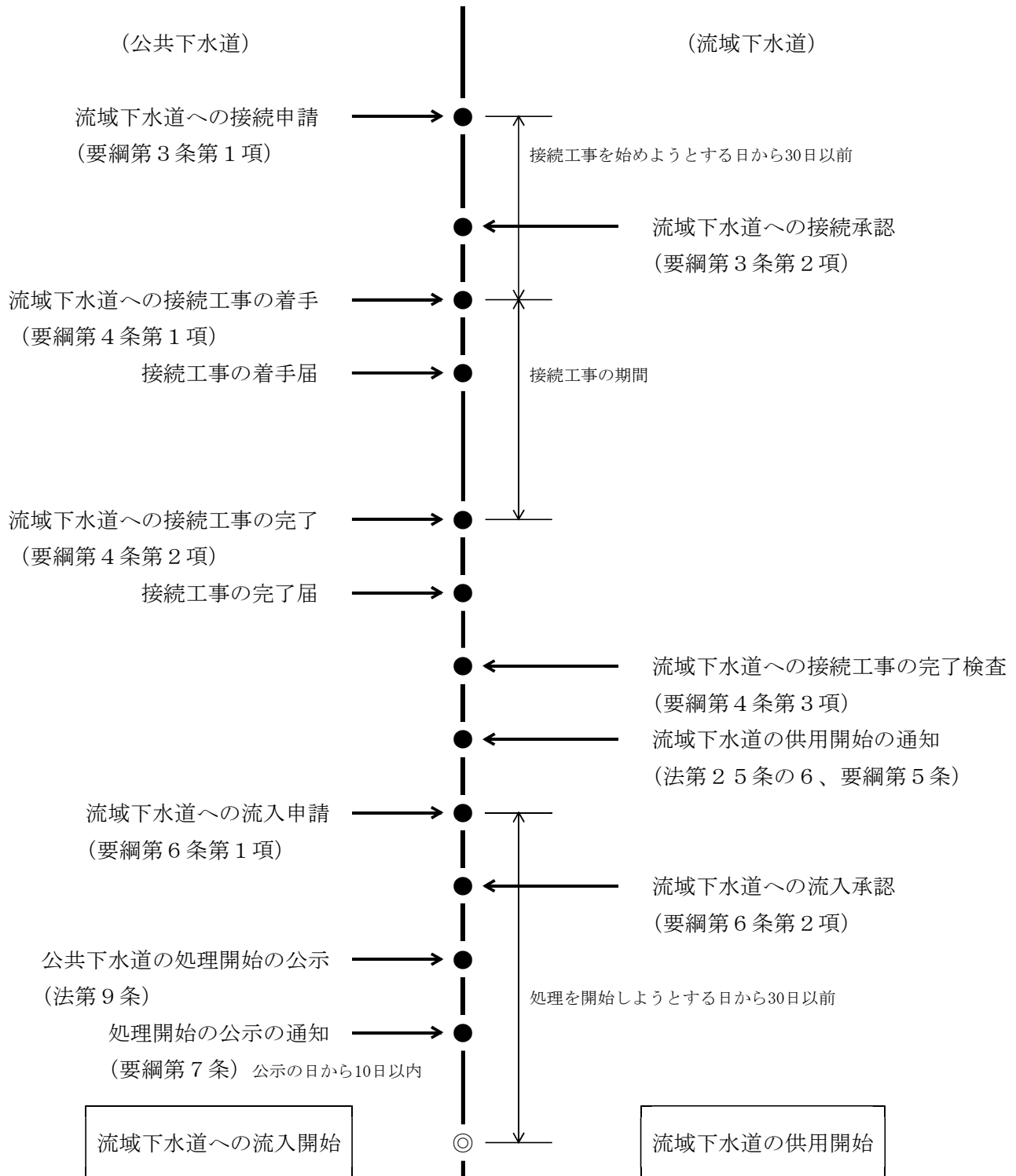
作成担当者名：

所属課係名：

電話：

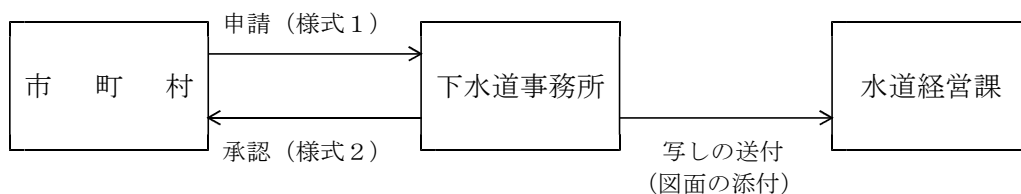
(内線)

〔供用開始、流入開始までの手順〕

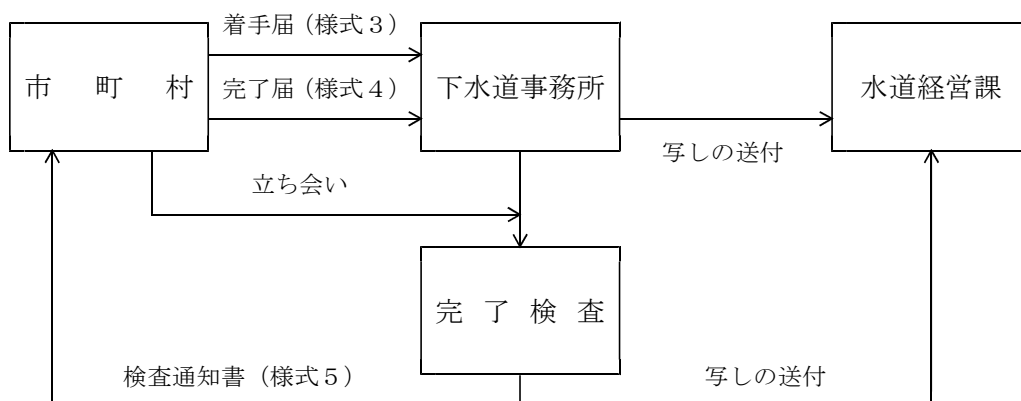


〔申請・報告等手続き関係〕

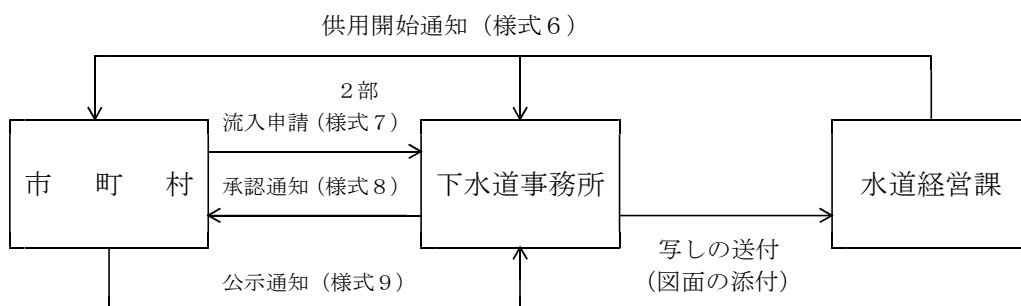
1. 接続申請（第3条）関係



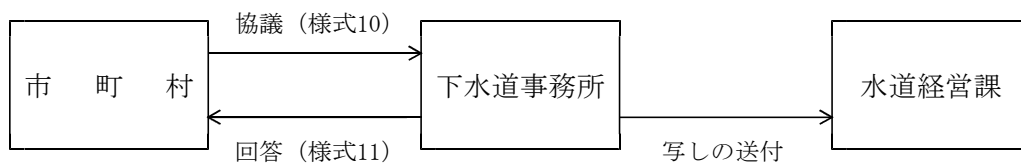
2. 接続工事（第4条）関係



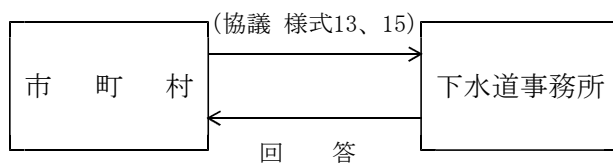
3. 供用開始（第5～7条）関係



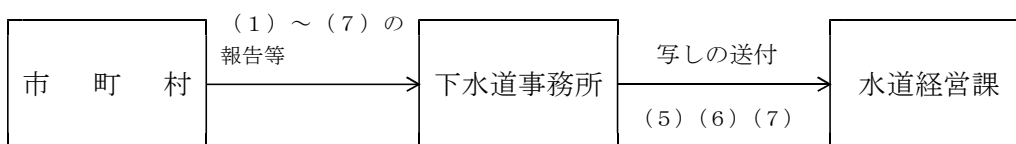
4. 区域外協議（第8条）関係



5. 実施計画協議（第12・13条）関係

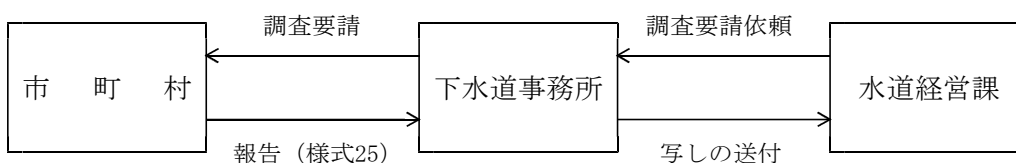
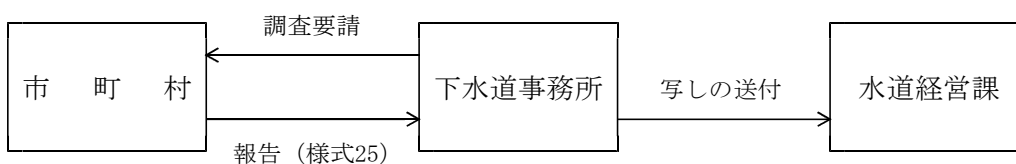


6. 報告等（第12～18条）関係



- (1) 流域下水道へ流入する下水の水質等の報告（様式12）
- (2) 特定事業場等からの排出水の報告（様式14）
- (3) 特定施設等の設置等に係る通知（様式16・17・18・19・20）
- (4) 使用開始の届出等の通知（様式21）
- (5) 流入申請予定の報告（様式22）
- (6) 法第10条ただし書き許可の報告（様式23）
- (7) 特定事業場等に対する処分通知（様式24）

7. 調査（第19条）関係



8. 措置要請（第21条）関係

